

## 第50期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況  
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況  
連結株主資本等変動計算書  
連結計算書類の連結注記表  
株主資本等変動計算書  
計算書類の個別注記表  
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### 株式会社タカラレーベン

上記の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.leben.co.jp/ir/procedure.html>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

## 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年3月31日現在)

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権
発行決議日	2012年6月22日	2013年4月8日	2014年4月11日
新株予約権の数	325個	301個	323個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 130,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 120,400株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 129,200株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2012年7月10日から 2052年7月9日まで	2013年5月15日から 2053年5月14日まで	2014年5月14日から 2054年5月13日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)
	新株予約権の数 76個 目的となる株式数 30,400株 保有者数 1人	新株予約権の数 70個 目的となる株式数 28,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 69個 目的となる株式数 27,600株 保有者数 1人

	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権
発行決議日	2015年6月24日	2016年4月11日	2017年6月27日
新株予約権の数	334個	313個	320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 133,600株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 125,200株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 128,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2015年7月15日から 2055年7月14日まで	2016年5月11日から 2056年5月10日まで	2017年7月12日から 2057年7月11日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 2
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)
	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 32,000株 保有者数 2人 (注) 4	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 32,000株 保有者数 2人 (注) 4	新株予約権の数 130個 目的となる株式数 52,000株 保有者数 4人 (注) 4

		第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権	第9回B種 新株予約権
発行決議日		2018年8月2日	2019年7月1日	2020年7月13日
新株予約権の数		410個	390個	399個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 164,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 156,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 159,600株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2018年8月29日から 2058年8月28日まで	2019年7月31日から 2059年7月30日まで	2020年8月2日から 2060年8月1日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 3	(注) 3
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 175個 目的となる株式数 70,000株 保有者数 5人 (注) 4	新株予約権の数 175個 目的となる株式数 70,000株 保有者数 5人 (注) 4	新株予約権の数 283個 目的となる株式数 113,200株 保有者数 7人

		第10回B種 新株予約権
発行決議日		2021年7月12日
新株予約権の数		1,581個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 158,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2021年8月1日から 2061年7月31日まで
行使の条件		(注) 3
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 1,339個 目的となる株式数 133,900株 保有者数 7人

- (注) 1. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- . イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
    - (i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
    - (ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
  - . 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。
  - ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③2013年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。
2. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- . イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
    - (i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
    - (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
    - (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から3年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
    - (iv) 当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
    - (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
  - . 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。
  - ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

3. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- . イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
  - (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
  - (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
  - (iv) 当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
  - (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- . 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
4. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第9回A種新株予約権
発行決議日		2021年7月12日
新株予約権の数		2,577個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 257,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2021年8月1日から 2061年7月31日まで
行使の条件		(注) 1
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 331個 目的となる株式数 33,100株 交付者数 7人

(注) 1. ①イ. 新株予約権者は、新株予約権の発行日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を全て行使できる。

ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

(i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

(ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき

(iii) 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき

(iv) 当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき

(v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。

ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

2. 2022年3月31日現在において交付時より第9回A種新株予約権の数が2,577個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。

・権利行使による減少分 2,577個

		第10回B種新株予約権
発行決議日		2021年7月12日
新株予約権の数		1,581個
新株予約権の目的となる株式の種別と数		普通株式 158,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2021年8月1日から 2061年7月31日まで
行使の条件		(注) 1
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 242個 目的となる株式数 24,200株 交付者数 4人

- (注) 1. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- . イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
- (iv) 当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
- (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- . 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。





- (5) 当会社並びに親会社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当会社は、各関係会社の発展と相互利益の促進を図るため「関係会社管理規程」を定め、各関係会社の経営意思を尊重しつつ、その内容と段階に応じ、取締役及び監査役を各関係会社へ派遣し、兼務させることにより、各関係会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況について、当会社の取締役会に報告する体制としている。
  - ② 当会社は、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、各関係会社についての経営状況と財務状況を把握し、リスクの評価・管理等を行う体制としている。
  - ③ 当会社は、経営企画部部長が必要に応じ、当会社各部署の人員を各関係会社へ派遣し、その相乗効果を図るとともに、各関係会社の取締役も含め、適宜、取締役会において活発な意見交換がされることにより、総合的な経営の効率化を確保する体制としている。
  - ④ 当会社は、内部監査室室長及び各監査役等が定期的な監査を各関係会社へ実施することにより、各関係会社の取締役等及び使用人に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当会社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた際にはこれに応じるとともに、その配置等に関する具体的な内容については、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
当会社は、監査役職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役を補助すべき使用人は、監査役から受けた指揮命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないこととし、当該使用人の変更等の人事は、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。
- (8) 当会社及び子会社の取締役及び使用人等が当会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当会社及び各関係会社は、各取締役及び全従業員が監査役会へ行う報告事項として、法定事項のほか、グループ全体の経営、財政状態、並びにその業績に重大な影響を及ぼす事項並びに内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為等、当会社にて予め定める監査役会への報告事項を、遅滞なく報告することを遵守する。  
また、当会社の各監査役は、当会社が開催する取締役会へ全員出席し、客観的判断及びチェックをする際には、その十分な職歴と知識を基に活発な意見交換をし、経営全般にわたる意思決定の牽制機能の充実を図る。
- (9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当会社及び各関係会社は、監査役に報告をした者に対して、相談または通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利な取扱いを受けないことを確保する体制としている。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は「監査役会規程」を定め、各監査役がその監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほかに、内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、かつ各関係会社の取締役会への出席、各取締役へのヒアリングも夫々の責任担当にて実施することで、グループ全体を見据えた実効性と効率性のある監査体制としている。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加しております。また所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加するなど情報の収集に努めております。

また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

## <業務の適正を確保するための体制の運用状況>

当会社では、上記体制のもと、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

### (1) 内部統制システム全般

当会社は、取締役会、監査役会、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会及び社長直属の独立室である内部監査室において、職務執行体制及び内部監査に係る諸規程に従い、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性及びコンプライアンスの状況等、当会社及び各関係会社を含むグループ全体の内部統制の整備・運用状況を検証しました。

### (2) 法令遵守体制について

当会社は、社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を概ね月1回の頻度で開催し、当会社及び各関係会社を含むグループ全体から、グループ各社で発生したリスク案件を報告させ、同委員会にて検証した結果を、取締役会に報告することで、未然防止、早期解決及び再発防止に努めました。

### (3) 関係会社の経営管理体制について

各関係会社における重要事項の報告については、「関係会社管理規程」等に基づき、当該関係会社を兼務する取締役及び監査役を通じ、当会社取締役会において報告がなされたほか、定期的に各関係会社の代表取締役が当会社取締役会に出席し、経営状況等の報告がなされました。また、経営に関する議題を審議する経営会議においても、必要に応じて報告が行われました。

### (4) 監査役の監査体制について

当会社の監査役は、監査役会を月1回以上開催し、監査役相互の情報交換を行うとともに、「監査役会規程」等に基づき、その監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほか、内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、効率的かつ効果的な監査を実施しました。

## <剰余金の配当等の決定に関する方針>

当会社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき金14円とさせていただきますことを本総会にお諮りする予定です。すでに、実施済みの中間配当金1株当たり金4円とあわせまして、年間配当金は1株当たり金18円となります。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 剩 余 金	利 剩 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
2021年4月1日 期首残高	4,819	4,817	48,649	△4,604	53,682
会計方針の変更による累積的影響額			43		43
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,819	4,817	48,693	△4,604	53,725
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,521		△1,521
親会社株主に帰属する当期純利益			6,215		6,215
新規連結による増減高			△4		△4
自己株式の処分		△19		147	128
持分法の適用範囲の変動			32		32
利益剰余金から資本剰余金への振替		19	△19		-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	4,702	147	4,849
2022年3月31日 期末残高	4,819	4,817	53,395	△4,456	58,575

  

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2021年4月1日 期首残高	521	△1	△8	512	199	237	54,632
会計方針の変更による累積的影響額							43
会計方針の変更を反映した当期首残高	521	△1	△8	512	199	237	54,675
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,521
親会社株主に帰属する当期純利益							6,215
新規連結による増減高							△4
自己株式の処分							128
持分法の適用範囲の変動							32
利益剰余金から資本剰余金への振替							-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	26	1	△6	21	△2	56	75
連結会計年度中の変動額合計	26	1	△6	21	△2	56	4,925
2022年3月31日 期末残高	548	0	△14	534	197	294	59,601

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

###### イ. 連結子会社の数

24社

###### ロ. 主要な連結子会社名

株式会社レーベンコミュニティ  
株式会社タカラレーベン東北  
株式会社タカラレーベン西日本  
株式会社日興タカラコーポレーション  
株式会社タカラレーベンリアルネット  
株式会社レーベンゼストック  
株式会社レーベントラスト  
タカラアセットマネジメント株式会社  
タカラPAG不動産投資顧問株式会社  
株式会社レーベンクリーンエナジー

#### ハ. 連結の範囲の変更

A C A クリーンエナジー株式会社他3社は、株式を取得等したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、2021年6月22日付でA C A クリーンエナジー株式会社は、株式会社レーベンクリーンエナジーに社名を変更しております。

##### ② 非連結子会社の状況

###### イ. 非連結子会社の数

4社

###### ロ. 主要な非連結子会社名

合同会社R S  
合同会社S D X  
L S 岡山津山合同会社

#### ハ. 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

##### ③ 開示対象特別目的会社

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用会社の状況

###### イ. 持分法適用会社の数

3社

###### ロ. 主要な持分法適用会社の名称

港合同会社

株式会社サンウッドについては保有株式の全部を売却したため、持分法の範囲から除外しております。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

###### イ. 持分法を適用しない非連結子会社

6社

###### 及び関連会社の数

###### ロ. 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

合同会社R S  
合同会社S D X  
L S 岡山津山合同会社

#### ハ. 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はいずれも、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

① 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 13社、4月末日 1社、5月末日 1社、6月末日 1社、7月末日 1社、8月末日 1社、9月末日 2社、11月末日 1社、12月末日 2社、1月末日 1社

② 連結計算書類作成にあたっては、決算日が連結決算日と異なる連結子会社については、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

a. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用  
以外のもの しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 完成工事補償引当金

自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

イ. 不動産販売事業

(i) 新築分譲マンション事業

新築分譲マンション事業は、マンションの各分譲住戸を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産販売契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

取引価格は、不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額の受領日と同日としているため、物件引渡しと同時期に売買代金の支払いを受けております。

(ii) 流動化事業

流動化事業は、賃貸レジデンス、オフィスビル等を取得し、リーシング並びにリノベーション等により資産価値を高めた後、事業会社等へ販売する事業であります。

流動化事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。

ロ. 不動産管理事業

不動産管理事業は、マンションの管理等を行っている事業であり、顧客との契約内容に基づき受託業務を提供する義務を負っております。当該履行義務は業務が行われた時点で充足されるものであり、当該時点において収益を計上しております。

ハ. エネルギー事業

エネルギー事業は、稼働済み発電施設の売却収入及び発電施設の売電収入による事業であります。

稼働済み発電施設の売却収入における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。また、発電施設の売電収入については、売電契約に基づき、主として顧客への引渡時点において収益を計上しております。

二. その他事業

その他事業は、主に建設の請負事業であり、顧客との建物請負工事契約に基づき、建設工事を行う義務を負っております。当該建物請負工事契約においては、当社グループの義務の履行により資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものであります。よって建設の請負事業においては工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

取引価格は建物請負工事契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は請負代金全額の受領と同日としているため、建物引渡しと同時期に請負代金の支払いを受けております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年以内の均等償却を行っております。

ただし、金額の僅少なものについては発生年度に一括で償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税等については、発生連結会計年度の期間費用としております。

(8) 重要な会計上の見積り

・資産の減損損失

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に減損損失として計上した金額

建物及び構築物	432百万円
土地	156百万円
計	588百万円

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、資産を使用することでキャッシュを生み出す最小の単位として個別の物件単位にグルーピングを行っております。

この各資産グループについては、当連結会計年度において「減損損失に関する注記」に記載しているように、不動産鑑定士による鑑定評価額等を回収可能価額として、減損損失588百万円を認識しております。この鑑定評価額は、各資産グループの事業計画を基に周辺環境等を総合的に勘案し算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う市況の変化といった将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。



## (9) 会計方針の変更

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費として計上していた顧客に対する財又はサービスにおいて、取引価格から減額する方法に変更しております。また、従来は完成工事基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は43百万円増加しております。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	865百万円
販売用不動産	19,313百万円
仕掛販売用不動産	50,735百万円
建物及び構築物	6,105百万円
機械装置及び運搬具	5,107百万円
工具、器具及び備品	11百万円
土地	25,085百万円
建設仮勘定	2,262百万円
その他（無形固定資産）	232百万円
計	109,719百万円

上記に対する債務

短期借入金	10,747百万円
1年以内返済予定の長期借入金	22,989百万円
長期借入金	67,493百万円
計	101,230百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,250百万円

(3) 保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了 までの金融機関等に対する連帯保証債務	9,846百万円
Minato Vietnam Co., Ltd	917百万円
WISE ESTATE 3 Co.,Ltd	564百万円
計	11,327百万円

#### (4) 退職給付関係

##### ① 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を併用しております。

なお、一部の連結子会社が採用する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しておりません。

##### ② 確定給付制度

###### イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（□. に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

退職給付債務の期首残高	818百万円
勤務費用	144百万円
利息費用	4百万円
数理計算上の差異の発生額	14百万円
退職給付の支払額	△64百万円
退職給付債務の期末残高	916百万円

###### □. 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	45百万円
退職給付費用	34百万円
退職給付の支払額	△6百万円
中小企業退職金共済制度への拠出額	△5百万円
退職給付に係る負債の期末残高	67百万円

###### ハ. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,021百万円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△37百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	984百万円

###### 二. 退職給付費用

勤務費用	144百万円
利息費用	4百万円
数理計算上の差異の費用処理額	4百万円
簡便法で計算した退職給付費用	29百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	181百万円

##### ③ 確定拠出制度

当社グループの中小企業退職金共済制度への要拠出額は、5百万円であります。

(5) 有形固定資産の保有目的の変更

保有不動産の一部を転売から賃貸へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において仕掛販売用不動産95百万円、販売用不動産581万円を建物及び構築物449百万円、土地227百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物4,181百万円、工具、器具及び備品31百万円、土地5,168百万円、建設仮勘定1,117百万円、その他0百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物598百万円、機械装置及び運搬具10,502百万円、土地4,219百万円、建設仮勘定1,000百万円、その他1,175百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用発電施設に振替えた17,497百万円のうち、16,495百万円を売上原価に計上しております。

(6) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する事項

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関64社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極限度額及び 貸出コミットメントの総額	77,471百万円
借入実行残高	41,634百万円
差引額	35,837百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	121,000千株	－千株	－千株	121,000千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	12,344千株	－千株	396千株	11,948千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少396千株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

## (3) 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,086	10	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	435	4	2021年9月30日	2021年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの  
2022年6月24日開催の第50期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 1,526百万円
- ・1株当たり配当額 14円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月27日

## (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権	第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式数	30,400株	28,000株	27,600株	32,000株	32,000株	76,000株	102,000株	102,000株
新株予約権 の個数	76個	70個	69個	80個	80個	190個	255個	255個
新株予約権 の残高	3百万円	8百万円	5百万円	15百万円	15百万円	24百万円	25百万円	29百万円

	第9回B種 新株予約権	第10回B種 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる 株式数	140,400株	158,100株
新株予約権 の個数	351個	1,581個
新株予約権 の残高	32百万円	38百万円

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、販売計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関から調達しております。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済及び償還期間は主として3年以内であります。借入金については、金利の変動リスクに晒されております。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、各事業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債については、各金融機関ごとの金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。また、営業債務及び借入金等は、当社財務部にて資金計画表を作成する等の方法により資金管理をしております。

###### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	4,868	4,868	—
(2) 長期貸付金	380	380	—
資産計	5,248	5,248	—
(1) リース債務(流動)	35	35	—
(2) 長期借入金（1年以内返済予定の 長期借入金を含む）	107,222	107,292	70
(3) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	6,238	6,271	33
(4) リース債務（固定）	285	270	△14
負債計	113,780	113,870	89

(注) 「現金及び預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、短期間で決裁されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

非上場株式（連結貸借対照表計上額593百万円）は市場価格がなく、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	4,868	—	—	4,868
資産計	4,868	—	—	4,868

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	380	—	380
資産計	—	380	—	380
リース債務(流動)	—	35	—	35
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	—	107,292	—	107,292
社債 (1年内償還予定の社債を含む)	—	6,271	—	6,271
リース債務 (固定)	—	270	—	270
負債計	—	113,870	—	113,870

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債 (1年内償還予定の社債を含む)

当社の発行する社債、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）及び賃貸用のマンション等を有しております。2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は355百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
39,709	△903	38,805	38,118

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は不動産取得（15,485百万円）であり、主な減少額は販売用不動産及び仕掛販売用不動産への振替（11,500百万円）、賃貸等不動産以外への用途変更（4,283百万円）及び減価償却費（436百万円）であります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づく金額によっております。
4. 建設中の資産については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。なお、建設中の資産の当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、2,316百万円です。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	不動産販売 事業	不動産賃貸 事業	不動産管理 事業	エネルギー事 業	計		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	109,152	－	5,856	34,248	149,257	7,536	156,793
その他の収益	－	5,950	－	－	5,950	－	5,950
外部顧客への売上高	109,152	5,950	5,856	34,248	155,207	7,536	162,744

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資運用事業、建設の請負事業、修繕工事事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	金額 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,082
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,765
契約負債 (期首残高)	5,632
契約負債 (期末残高)	7,323

契約負債は、主に、不動産販売事業における不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う一般消費者である顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,626百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、不動産販売事業における不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	金額 (百万円)
1年以内	38,295
1年超2年以内	11,007
2年超3年以内	3,915
3年超	—
合計	53,218

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 542円04銭  
(2) 1株当たり当期純利益 57円10銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

### 減損損失に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において、ホテルの収益性の低下等により、以下の資産又は資産グループについて減損損失(588百万円)を計上しております。

用途	種類	場所	金額(百万円)
ホテル	土地・建物	栃木県那須郡	588
合計			588

また、科目別の内訳は、土地156百万円、建物432百万円であります。

当社グループは、ホテルについては個別の物件単位にグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価しております。

### 企業結合等に関する注記

#### 取得による企業結合

##### 1. 企業結合の概要

###### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 A C Aグリーンエナジー株式会社

事業の内容 再生可能エネルギー事業による売電施設、二次利用施設、同システムの企画、設計、施工、管理等に関する業務並びにこれらに関するコンサルティング業務等

###### (2) 企業結合を行った主な理由

当社は、2016年に東京証券取引所インフラファンド市場に第1号としてタカラレーベン・インフラ投資法人を上場させるなど、再生可能エネルギー発電の大手としてメガソーラー事業を推進して参りましたが、今般来たるべくゼロカーボン社会の実現に向けて更なる再生可能エネルギーを供給するため、東京都中央区に本社を構えるA C Aグリーンエナジー株式会社の株式を取得し連結子会社化いたしました。同社は、創業時より小規模太陽光発電施設の開発を全国で展開しており、実績を豊富に有しております。また、日本国内における再生可能エネルギー需要の高まりから、オンサイト型・オフサイト型PPAや地域マイクログリッド構想を視野に入れ、FIT(固定買取価格制度)に依存しないビジネスモデルの構築を図っております。同社を連結子会社化することは、当社グループの発電事業の更なる強化に加え、今後のエネルギー事業の展開に大きく寄与するものと考えております。

###### (3) 企業結合日

2021年4月13日

###### (4) 企業結合の法的形式

株式取得

###### (5) 結合後企業の名称

株式会社レーベングリーンエナジー(2021年6月22日付で、「A C Aグリーンエナジー株式会社」より商号変更しております。)

###### (6) 取得した議決権比率

100%

###### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金及び預金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間  
2021年4月1日から2022年3月31日まで
3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳  
当事者間の合意により非開示とさせていただきます。
4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
  - (1) 発生したのれん  
930百万円
  - (2) 発生原因  
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
  - (3) 償却方法及び償却期間  
10年間にわたる均等償却

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金			
					特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2021年4月1日 期首残高	4,819	4,817	—	4,817	92	0	14,681	27,316	42,090
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の取崩						△0		0	—
剰余金の配当								△1,521	△1,521
当期純利益								5,052	5,052
自己株式の処分			△19	△19					
利益剰余金から資本剰余金への振替			19	19				△19	△19
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△0	—	3,511	3,511
2022年3月31日 期末残高	4,819	4,817	—	4,817	92	—	14,681	30,828	45,602

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2021年4月1日 期首残高	△4,604	47,122	481	481	199	47,803
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩						
剰余金の配当		△1,521				△1,521
当期純利益		5,052				5,052
自己株式の処分	147	128				128
利益剰余金から資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△12	△12	△2	△15
事業年度中の変動額合計	147	3,659	△12	△12	△2	3,644
2022年3月31日 期末残高	△4,456	50,781	468	468	197	51,447

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）を採用しております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式、  
その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ その他有価証券  
市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
以外のもの  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 3～50年  
機械及び装置 7～17年
- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金 自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準  
当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。
- ① 不動産販売事業
- イ. 新築分譲マンション事業  
新築分譲マンション事業は、マンションの各分譲住戸を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産販売契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。  
取引価格は、不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額の受領日と同日としているため、物件引渡しと同時期に売買代金の支払いを受けております。
- ロ. 流動化事業  
流動化事業は、賃貸レジデンス、オフィスビル等を取得し、リーシング並びにリノベーション等により資産価値を高めた後、事業会社等へ販売する事業であります。  
流動化事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。
- ② エネルギー事業  
エネルギー事業は、稼働済み発電施設の売却収入及び発電施設の売電収入による事業であります。  
稼働済み発電施設の売却収入における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。また、発電施設の売電収入については、売電契約に基づき、主として顧客への引渡時点において収益を計上しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

(7) 重要な会計上の見積り

・資産の減損損失

イ. 当事業年度の計算書類に減損損失として計上した金額

建物	432百万円
土地	156百万円
計	588百万円

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、資産を使用することでキャッシュを生み出す最小の単位として個別の物件単位にグルーピングを行っております。

この各資産グループについては、当事業年度において「減損損失に関する注記」に記載しているように、不動産鑑定士による鑑定評価額等を回収可能価額として、減損損失588百万円を認識しております。この鑑定評価額等は、各資産グループの事業計画を基に周辺環境等を総合的に勘案し算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う市況の変化といった将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(8) 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費として計上していた顧客に対する財又はサービスにおいて、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。



## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

売掛金	495百万円
販売用不動産	7,364百万円
仕掛販売用不動産	30,550百万円
建物	3,998百万円
構築物	26百万円
機械及び装置	2,874百万円
工具、器具及び備品	11百万円
土地	20,982百万円
建設仮勘定	2,071百万円
借地権	232百万円
ソフトウェア	0百万円
計	68,606百万円

### 上記に対する債務

短期借入金	4,858百万円
1年以内返済予定の長期借入金	17,675百万円
長期借入金	40,309百万円
計	62,842百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,711百万円

### (3) 保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了 までの金融機関等に対する連帯保証債務	6,585百万円
株式会社レーベンゼストック	5,233百万円
株式会社レーベנקリーンエナジー	1,972百万円
株式会社日興タカラコーポレーション	592百万円
株式会社タカラレーベン東北	536百万円
Minato Vietnam Co., Ltd	917百万円
WISE ESTATE 3 Co.,Ltd	564百万円
計	16,401百万円

### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	3,376百万円
② 短期金銭債務	385百万円
③ 長期金銭債務	192百万円

(5) 有形固定資産の保有目的の変更

保有不動産の一部を転売から賃貸へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において仕掛販売用不動産95百万円を土地に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物3,021百万円、構築物21百万円、工具、器具及び備品31百万円、土地4,067百万円、建設仮勘定1,112百万円、その他0百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において構築物534百万円、機械及び装置3,705百万円、土地164百万円、その他1,167百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当事業年度において売却しております。

(6) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する事項

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関45社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度限度額及び 貸出コミットメントの総額	50,281百万円
借入実行残高	25,997百万円
差引額	24,284百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	238百万円
② 仕入高	568百万円
③ 営業取引以外の取引高	3,901百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	12,344千株	一千株	396千株	11,948千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少396千株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
賞与引当金損金算入限度超過額	102
貸倒引当金損金算入限度超過額	84
販売用不動産評価損否認	335
会員権評価損否認	32
退職給付引当金損金算入限度超過額	150
減価償却損金算入限度超過額	477
減損損失否認	724
繰延消費税等	89
未払事業税	116
投資有価証券強制評価減否認	3
資産除去債務否認	33
税務繰延資産	210
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	29
新株予約権	60
工事補償損失否認	66
賃貸管理費計上否認	20
その他有価証券評価差額金	0
その他	27
繰延税金資産小計	2,565
評価性引当額	△1,295
繰延税金資産合計	1,270
繰延税金負債	
合併受入資産評価差額	551
その他有価証券評価差額金	203
繰延税金負債合計	755
繰延税金資産の純額	515

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社レーベンゼストック	10	不動産買取 再販事業	所有 直接 100	債務保証 資金援助	債務保証 (注) 2	5,233	-	-
						資金の貸付 (注) 3	1,800	関係会社 短期貸付金	1,800
子会社	ソーラー・フィールド9合同会社	0	発電事業	所有 直接 100	資金援助	資金の貸付 (注) 3	4,070	関係会社 短期貸付金	4,070
子会社	株式会社レーベンクリンエナジー	655	発電事業	所有 直接 100	債務保証 資金援助	債務保証 (注) 2	1,972	-	-
						資金の貸付 (注) 3	3,130	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	3,130
子会社	SY興産株式会社	1	不動産 賃貸事業	所有 直接 100	資金援助	資金の貸付 (注) 3	1,743	関係会社 長期貸付金	1,743

(注) 1. 債務保証については、年0.3%の保証料を受領しております。

2. 貸付金利は当社の調達金利を勘案して利率を合理的に決定しておりますが、一部の関係会社については、個別の状況を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	469円97銭
(2) 1株当たり当期純利益	46円42銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

減損損失に関する注記

当社は、当事業年度において、ホテルの収益性の低下等により、以下の資産又は資産グループについて減損損失（588百万円）を計上しております。

用途	種類	場所	金額(百万円)
ホテル	土地・建物	栃木県那須郡	588
合計			588

また、科目別の内訳は、土地156百万円、建物432百万円であります。

当社は、ホテルについては個別の物件単位にグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価しております。